

事務連絡  
令和4年12月6日

全国生コンクリート工業組合連合会会長 殿  
全国生コンクリート協同組合連合会会長 殿  
全国生コンクリート卸協同組合連合会会長 殿

経済産業省製造産業局素材産業課長  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
契約の適正化について

先般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定等について政府全体で取り組むこととされました。

これを踏まえ、建設業者団体に対して、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第52号。別添1。）により、建設資材業者に対しても適切な配慮をするようお願いしたところです。

生コンクリートの流通過程において、生コンクリートの販売店等と建設業者との間では生コンクリートの売買契約が締結されることになりますが、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等※を踏まえた円滑な価格転嫁を進めるためには、当該売買契約の適正化を図ることも重要となります。

※経済産業省が実施した「石炭価格高騰に伴う価格転嫁に関する緊急調査」においても、92%程度の企業等から、生コンクリートの製造原価が大きく上昇している旨の回答があったところです（別添2参照）。

つきましては、貴団体におかれても、生コンクリートの売買契約を締結する際には、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえた契約の適正化に向けて適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方をお願いいたします。

なお、同様の内容について、別紙1及び別紙2のとおり建設業者団体及び主要民間団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

別紙 1

事務連絡  
令和4年12月6日

建設業者団体の長 殿

経済産業省製造産業局素材産業課長  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
契約の適正化について

先般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日  
原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)において、現下の原材料費等の高騰  
の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環と  
して、建設業における適正な請負代金の設定等について政府全体で取り組むこととされ  
ました。

これを踏まえ、貴団体に対して、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価  
格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」(令和4年4月26日  
国不建第52号。別添1。)により、建設資材業者に対しても適切な配慮をするようお願  
いしたところです。

生コンクリートの流通過程において、生コンクリートの販売店等と建設業者との間で  
は生コンクリートの売買契約が締結されることになりますが、生コンクリートの原材料  
費やエネルギーコストの高騰の状況等※を踏まえた円滑な価格転嫁を進めるためには、  
当該売買契約の適正化を図ることも重要となります。

※経済産業省が実施した「石炭価格高騰に伴う価格転嫁に関する緊急調査」において  
も、92%程度の企業等から、生コンクリートの製造原価が大きく上昇している旨の  
回答があったところです(別添2参照)。

つきましては、貴団体におかれても、生コンクリートの売買契約を締結する際には、  
生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえた契約の適正  
化に向けて適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方お願いいたします。

なお、同様の内容について、別紙1及び別紙2のとおり生コンクリート製造業界及び  
主要民間団体にも周知しておりますので、参考までに送付いたします。

別添 1

国不建第52号  
令和4年4月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省  
不動産・建設経済局長  
(公印省略)

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、かねてより、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請（令和3年12月27日国総政第30号）」及び「適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保について（令和4年3月8日付け事務連絡）」などにより周知しているところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、請負代金や工期について適切に対応することで、中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めることが重要です。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、政府全体の「転嫁対策に向けた集中取組期間」(令和4年1月～3月)において、昨今の資材や原油の価格高騰下における標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等についてモニタリング調査を実施したところ、受発注者間契約の15%、元請下請間契約の10%で「請負契約に物価等の変動に基づく契約変更条項が含まれていない」との回答が確認され、また、受発注者間契約の25%、元請下請間契約の14%で「物価等の変動に基づく請負金額の変更の申出を行ったものの、受け入れてもらえなかつた」との回答が確認されました（別添「令和3年度資材や原油の価格高騰による影響確認に係るモニタリング調査」参照）。

中小企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるには、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることも重要であり、昨今の原材料費等の高騰を踏まえ適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について適切に対応を図ることについては、「下請契約及び下請

別紙2

事務連絡  
令和4年12月6日

主要民間団体の長 殿

経済産業省製造産業局素材産業課長  
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
契約の適正化について

先般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定等について政府全体で取り組むこととされました。

これを踏まえ、建設業者団体に対して、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第52号。別添1。）により、建設資材業者に対しても適切な配慮をするようお願いしたところです。

生コンクリートの流通過程において、生コンクリートの販売店等と建設業者との間では生コンクリートの売買契約が締結されることになりますが、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等※を踏まえた円滑な価格転嫁を進めるためには、当該売買契約の適正化を図ることも重要となります。

※経済産業省が実施した「石炭価格高騰に伴う価格転嫁に関する緊急調査」においても、92%程度の企業等から、生コンクリートの製造原価が大きく上昇している旨の回答があったところです（別添2参照）。

このため、今般、建設業者団体及び生コンクリート製造業界に対して、生コンクリートの売買契約の適正化に向けて適切な対応を図るよう別紙1及び別紙2のとおり改めて周知を行いましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれても、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第55号。別添1の参考3。）の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知方をお願いいたします。